

## 4 専任で設置すべき期間の考え方

### (1) 主任技術者及び監理技術者の専任配置

主任技術者及び監理技術者の専任配置を必ずしも要しない期間について発注者から直接建設工事を請け負った建設業者にとっては、基本的には契約工期をもって主任技術者又は監理技術者を専任で設置すべき期間とされていますが、次のような期間については、その期間が手続上明確になっている場合に限り、必ずしも専任を要しません。

#### I) 工事着手前やしゅん工検査後等の工事現場が稼動していない期間

##### ① 工事着手日までの期間

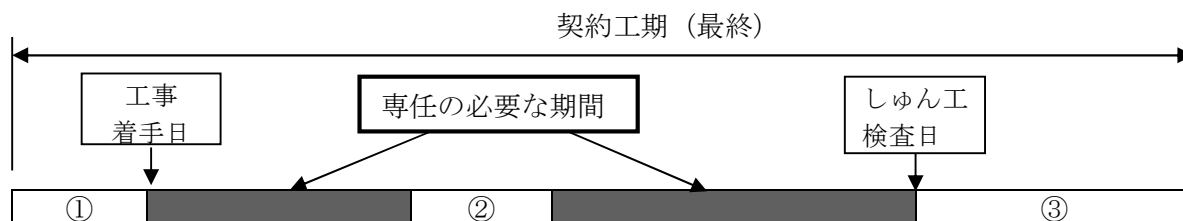
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）

##### ② 工事の中止期間

工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

##### ③ しゅん工検査後の期間

工事完成後、しゅん工検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

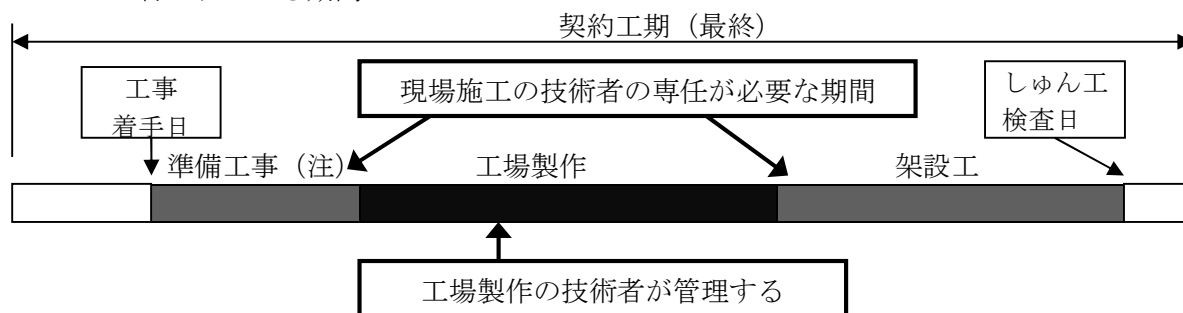


※しゅん工検査が契約工期内に実施されない場合

専任を要する期間は契約工期までだが、しゅん工検査時には現場代理人又は技術者が立会い、修補指示等があったときには適切に対応できる体制とする。

#### II) 工場製作のみが行われている期間

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間



※工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、工場製作の監理技術者等がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

(注) 測量作業については、技術者の専任は要しない。